

令和5年度 第2回 宇都宮市社会福祉審議会（全体会） 会議録

- 日時 令和6年2月15日（木）午後1時00分～午後2時00分
- 場所 宇都宮市役所本庁舎 14階 14大会議室
- 議事 (1)報告事項 令和5年度専門分科会調査審議結果について
(2)調査審議事項 令和6年度全体会及び専門分科会調査審議予定案件について

■ 出席者

【委員】小倉久美委員，福田久美子委員，福田智恵委員，三條安子委員，渡辺弘一委員，唐木成仁委員，手塚英和委員，麦倉仁巳委員，釧持幸子委員，福田敏子委員，桶田正信委員，興野憲史委員，岩井俊宗委員，中澤和男委員，浜野修委員，増山哲茂委員，生井俊一委員，安藤明秀委員，小松整洗委員，木村由美子委員，関口浩委員，小笠原弘委員，池本喜代正委員，石井大一郎委員，下妻久男委員，松本カネ子委員，檜山和子委員，小林雅彦委員，朝野春美委員（29名）

【事務局】[保健福祉部] 保健福祉部長，保健福祉部参事(地域共生担当)，保健福祉部次長
[保健福祉総務課] 保健福祉総務課長，保健福祉総務課長補佐，
企画グループ係長，職員2名
地域共生推進室長，職員1名
[高齢福祉課] 高齢福祉課長，高齢福祉課長補佐，
企画グループ係長，職員1名
[障がい福祉課] 障がい福祉課長，障がい福祉課長補佐，
企画グループ係長，職員1名

- 公開・非公開の別 公開

- 傍聴者 有

■ 会議経過

- 1 開 会
- 2 委員長あいさつ
- 3 議 事

(1) 報告事項

- 令和5年度専門分科会調査審議結果について各部会長から報告
 - ・民生委員審査専門分科会
 - ・障がい者福祉専門分科会
 - ・高齢者福祉専門分科会
 - ・地域福祉専門分科会

(2) 調査審議事項

- 令和6年度全体会及び専門分科会調査審議予定案件について事務局より説明し，各委員了承

- 4 その他
- 5 閉会

《発言要旨》

発言者	内容
<p>3 議事 (1) 報告事項 ○令和5年度専門分科会 調査審議結果について ・地域福祉専門分科会</p>	<p>小林委員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別紙3「福祉のまちづくりプランの重点取組一覧」のうち、No27「若者ボランティア認定制度」について、今後、どのように進めようとしているのか、学生以外の若者も認定の対象となるのか。 No40「コミュニティワーカーの育成支援」について、コミュニティワーカーというのは、どこに配置され、実際に何をやる人なのか、どのように育成するのか。 No52「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」について、実際にどのようにニーズを把握するのか、どこが窓口となるのか。 <p>事務局 (保健福祉総務課長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・No27「若者ボランティア認定制度」については、所管課に確認したところ、現在、制度設計中であるため、詳細については未定である。 No40「コミュニティワーカーの育成支援」について、コミュニティワーカーの業務内容については、地域福祉計画などに基づき、地域に入って地域福祉についての様々な支援を行う。コミュニティワーカーは、市の職員や、市社会福祉協議会の職員などが考えられる。コミュニティワーカーの育成については、今後、機関同士で連携しながらやっていきたいが、人材確保が一番の課題と考えている。 No52「アウトリーチを通じた継続的支援事業」における支援ニーズについては、民生委員・自治会の方から、各地域包括支援センターや市の地域福祉拠点に対して寄せられる、ひきこもり者に関する情報から把握する。地域の方を通じて、要支援者と深い信頼関係を築きながら支援を行っていくことを考えている。窓口としては、現在は、地域福祉拠点にいる保健師や、地域包括支援センターの職員の方に、要支援者の状況確認をいただいている。 <p>桶田委員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料4に関して、子どもの居場所は、宇都宮市で現在何カ所となっているか。 子ども食堂と、子どもの居場所のどちらにも共通する課題として、運営場所をどのように用意するかが挙げられる。空き家対策の一環として、空き屋を活用できる方法は検討できないものか。 <p>事務局 (保健福祉総務課長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの居場所については、現在、市内43カ所に設置されている。 実際に空き屋を活用して、子どもの居場所を設置するというところについては、地域福祉分科会でも、課題があると意見をいただいているところ。

桶田委員	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家自体を行政側で借り上げ，自治会など地域団体で事業を行うという方法もあるのではないかと。ぜひ、可能な部分は検討いただきたい。
事務局 (保健福祉総務課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・今後とも，子ども以外の居場所を必要とする方も含めて，どのような補助がありうるか検討していきたいと考えている。
委員長	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の団体に対する補助としては，活動団体に対しての補助金があるだけであり，桶田委員の意見のように，行政側で空き屋を活用し，場所の確保を支援するといった仕組みはないということか。
事務局 (保健福祉総務課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・そのとおり。
委員長	<ul style="list-style-type: none"> ・いかに活動場所を確保するかは，団体にとって大きな課題と思う。
興野委員	<ul style="list-style-type: none"> ・居場所を必要とする精神障がい者の方がいた場合，地域活動支援センターがその受け皿となっている。しかし，国の方針もあり，地域活動支援についての補助金が減らされていることから，どんどん事業所が撤退している実情がある。ぜひ，精神障がい者の居場所の確保について，市の方で考えていただきたい。
事務局 (保健福祉総務課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・居場所について，様々なご意見に感謝する。意見をいただきながら，あらゆる人の居場所について検討を継続していきたい。
<h4>4 その他</h4>	
岩井委員	<ul style="list-style-type: none"> ・一点付け加えさせていただきたい。 これからの多死社会を見据え，支援制度の不在に，社会が直面し，議論せざるを得なくなるのも時間の問題と思う。 自死した方に借り入れがあったことがわかり，遺族がその対応をするという事例もある。 現在の生きている方だけに向けた福祉政策ではなく，安心して死を迎えられるような支援，残された遺族への支援といったことも，福祉の範疇に収まり得るのではないかと。 ここで皆様と議論をしたいわけではないが，今後の議論すべきポイントとして自分が感じていることを付け加えさせていただいた。